

島田市立図書館基幹システム更新業務プロポーザル実施要綱

1 趣旨

現在、島田市立図書館において導入している図書館基幹システムの更新にあたり、より高度かつ専門的な知識やノウハウ等を活用した多様な提案を求め、様々な観点から評価し、島田市立図書館にとって最も優れた提案事業者（以下「最優秀提案事業者」という。）を選定する。

2 概要

(1) 業務名

島田市立図書館基幹システム更新業務

(2) 業務内容

ア 島田市立図書館基幹システム更新に関するソフトウェア及びハードウェアの賃貸借並びにそれらに付随するシステム構築等や準備作業等の一切の業務

イ サーバ機器・クライアント機器・図書館システムパッケージ等の島田市立図書館基幹システム更新に関するソフトウェア及びハードウェア並びにそれらに付随するシステム（以下「機器等」という。）の保守・サポートに係る一切の管理等業務

業務概要・機器等の詳細については、別添の「島田市立図書館基幹システム更新業務仕様書」記載のとおり。

(3) 業務期間

導入作業期間：契約締結日の翌日から令和12年1月31日まで

賃貸借・保守業務委託期間：令和7年2月1日から令和12年1月31日まで（60か月）

(4) 事務局

島田市教育部 図書館課 島田図書館係（島田市立島田図書館） 担当 永野・福田

〒427-0022 島田市本通三丁目3番の3 おび・りあ 3階

電話 0547-36-7226（直通）

電子メールアドレス shimada-tosyo@city.shimada.lg.jp

3 経費・契約方法

令和6年度は、次の2件の契約を締結する。

(1) 賃貸借：別途選定するリース業者との契約

機器等の賃貸借、初期導入、賃貸借期間満了時の撤去

【賃借料提案上限額】

121,989千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 保守業務委託：最優秀提案事業者との随意契約

機器等の保守（ウイルス対策ソフト等初期導入したソフト類の年次更新を含む）・システム運営管理・サポート等

【業務委託料提案上限額】

21,046千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※保守業務委託については、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約を予定している。契約を締結する日の属する翌年度以降において、当該契約に係る委託者の歳出予算の減額又は削除があった場合、委託者は、この契約を変更し、又は解除することができる。その場合にお

いて、受託者に損害を受けることがあっても、委託者は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

(重要) 上記の提案上限額は、契約金額として約束するものではない。

また、業務委託料及び賃借料は、消費税率を10%として60か月分の金額を提案すること。

4 参加資格

次に掲げる(1)から(9)までのすべての条件を満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令 第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (2) 令和5・6（2023・2024）年度島田市物品購入等入札参加資格者として登録され、かつ業種名「電算業務」にて登録があること。ただし、本プロポーザルの企画提案申請書受付期限（令和6年7月5日（金））までに登録申請を受理され、契約日までに登録され資格を有する予定である者も可能とする。
- (3) 企画提案申請書提出日から契約締結日までの期間において、島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年9月28日告示159号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申し立てがなされているもの（更正手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされているもの（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 島田市暴力団排除条例（平成24年島田市条例第31号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (7) 本プロポーザル参加申込時点で、国税及び地方税の滞納がないこと。なお、国税及び地方税の滞納がないことを示す書類（納税証明書）を提出すること。
- (8) 静岡県内の公立図書館のうち、本館と分館等の複数の拠点を持つものについて、令和元年度以降、システムの保守業務を委託された実績があること。
- (9) 静岡県又はその隣接県に本店又は支店があること。

5 全体スケジュール

令和6年6月7日（金）	プロポーザル公募開始
令和6年6月7日（金）～6月21日（金）午後5時	質問受付期間
令和6年6月14日（金）～7月4日（木）	現場見学受入期間
令和6年6月28日（金）	質問回答公開
令和6年6月7日（金）～7月5日（金）午後5時	企画提案申請書受付期間
令和6年7月10日（水）	プレゼンテーション実施通知発送
令和6年7月24日（水）	デモンストレーション
令和6年7月26日（金）	プレゼンテーション
令和6年8月2日（金）	プロポーザル結果公開

※スケジュールについては、事務上の都合により変更する場合がある。

6 配布書類

- (1) 島田市立図書館基幹システム更新業務プロポーザル企画提案申請書（第1号様式）
- (2) 公立図書館システム導入実績表（第2号様式）
- (3) 島田市立図書館基幹システム更新業務プロポーザル 質疑書（第3号様式）
- (4) 島田市立図書館基幹システム更新業務プロポーザル 現場見学申込書（第4号様式）
- (5) 参加資格審査調書（第5号様式）
- (6) 島田市立図書館基幹システム更新業務プロポーザル 企画提案書 提案概要（第6号様式）
- (7) 島田市立図書館基幹システム更新業務プロポーザル 要求機能に対する回答書（第7号様式）
- (8) 島田市立図書館基幹システム更新業務プロポーザル 見積書（第8号様式）
- (9) 島田市立図書館基幹システム更新業務プロポーザル 業務実施体制予定表（第9号様式）
- (10) 島田市立図書館基幹システム更新業務プロポーザル 提案機器等一覧表（第10号様式）
- (11) 島田市立図書館基幹システム更新業務プロポーザル 事業者概要書（第11号様式）
- (12) 島田市立図書館基幹システム更新業務プロポーザル 辞退届（第12号様式）

本プロポーザルに係る配布資料は、すべて島田市ホームページからファイルをダウンロードして入手すること。（事務局（島田図書館係）での配布又は郵送は行わない。）

なお、ファイルはすべてMS-Word及びPDFの形式である。

7 質疑の受付及び回答

本プロポーザル内容に関する質疑は、指定の様式（質疑書（第3号様式））でのみ受け付ける。

なお、質疑は企画提案申請書等の作成及び提出に関する事項に限ることとし、評価及び審査に係る質疑は一切受け付けないものとする。

(1) 提出方法

事務局へ電子メールにて質疑書（第3号様式）を提出すること

(2) 提出期限

令和6年6月21日（金）午後5時 必着

なお、質疑書を提出した際は、疎通確認のため事務局へ電話連絡すること。

電話連絡の受付時間は、火曜日から金曜日までの午前9時30分から午後5時までの間とする。

(3) 回答方法及び回答期限

提出された質疑書に対する回答一覧を、すべての質疑書提出者へ令和6年6月28日（金）までに、電子メールにより送付する。併せて同日までに島田市ホームページ及び島田市立図書館ホームページにて公開する。

なお、回答時には、質疑を行った者（社名及び担当者名等）は公開しない。

8 現場見学受入れについて

本プロポーザルに企画提案申請しようとする、又は申請した者を対象に現場（図書館・図書室）見学を受け入れる。

(1) 対象現場

現行の機器等を導入している以下の図書館・図書室

ア 島田図書館：島田市本通三丁目3番の3（おび・りあ内）

イ 金谷図書館：島田市金谷代官町3400番地（金谷生涯学習センター内）

ウ 川根図書館：島田市川根町家山400番地の1（川根小学校併設）

エ 島田図書館別館：島田市中心5番の1（プラザおおるり内）

- オ 初倉地域総合センター図書室：島田市阪本 1336 番地の 1
- カ 六合公民館図書室：島田市道悦五丁目 13 番 3 号
- キ 大津農村環境改善センター図書室：島田市尾川 1 番地
- ク 北部ふれあいセンター図書室：島田市神座 397 番地の 1

(2) 現場見学受入日時

令和 6 年 6 月 14 日（金）から 7 月 4 日（木）までの期間のうち、火曜日から金曜日の午前 9 時 30 分から午後 5 時まで。

ただし、各図書館・図書室は通常どおり開館しており、都合により希望する日時や内容での現場見学を受け入れることができない場合がある。

(3) 現場見学申込方法

希望する現場見学の日時より、土・日・月曜日を除いて 4 日前までに事務局へ電子メールにて現場見学申込書（第 4 号様式）を提出すること。現場見学により生じた疑義について、質疑書を提出した際は、プロポーザル内容に関する質疑と同様に、疎通確認のため事務局へ電話連絡をすること。

なお、電話連絡の受付時間は、火曜日から金曜日までの午前 9 時 30 分から午後 5 時までの間とする。

事務局より希望する現場見学日の前日までに受け入れの可否及び受け入れる場合の注意事項等を電子メールにて連絡する。

9 参加申し込み手続き及び第一次審査

(1) 企画提案申請書等の提出

ア 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

提出書類	部数
島田市立図書館基幹システム更新業務プロポーザル企画提案申請書 （第 1 号様式）	正本 1 部
公立図書館システム導入実績表（第 2 号様式）	正本 1 部
参加資格審査調書（第 5 号様式）	正本 1 部 副本 10 部
島田市立図書館基幹システム更新業務プロポーザル 企画提案書 提案概要（第 6 号様式）	
島田市立図書館基幹システム更新業務プロポーザル 要求機能に対する 回答書（第 7 号様式）	
島田市立図書館基幹システム更新業務プロポーザル 見積書（第 8 号様 式）及び内訳表（自由様式）	
島田市立図書館基幹システム更新業務プロポーザル 業務実施体制予定 表（第 9 号様式）	
業務実施体制予定図（自由様式）	
島田市立図書館基幹システム更新業務プロポーザル 提案機器等一覧表 （第 10 号様式）	
島田市立図書館基幹システム更新業務プロポーザル 事業者概要書 （第 11 号様式）	
その他関係書類（自由様式）	

イ 提出期限

令和6年7月5日(金) 午後5時 必着

ウ 提出先

事務局：図書館課 島田図書館係 担当 永野・福田

エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること

(2) プロポーザル参加事業者の選定（第一次審査）

事務局が提出書類を確認し、企画提案申請書提出者のうち「14 不適合事項」に該当しない者を本プロポーザルへの参加者として選定する。

この選定結果は、すべての企画提案申請書提出者に対して、文書により令和6年7月10日(水)までに通知を発送する。

10 デモンストレーション

参加者は島田市立図書館員に対するデモンストレーション（以下「デモ」という。）を行うこと。デモは、システム概要や操作画面の確認をすることを目的としているため、審査対象とはしない。

なお、デモの実施順番は、提案書等の受付順とする。

(1) 開催日

令和6年7月24日(水)

(2) 会場

島田市本通三丁目3番の3 おび・りあ 4階 多目的室

(3) 1参加者あたりの時間

基本、「準備15分」「デモンストレーション（質疑応答含む）40分」「片付け15分」とするが、参加者数に応じて、時間配分を変更する可能性がある。

(4) 機材等の準備

デモに必要な資機材については、参加者側で用意すること。

デモ会場の下見が必要な場合は事務局に電話連絡をいれること。

(5) 注意事項

ア デモは非公開とし、参加者は、他の参加者のデモを視聴することはできない。

イ 参加者が1者の場合でもデモは実施する。

11 プレゼンテーション（第二次審査）

参加者は島田市立図書館基幹システム更新選定委員会（以下「委員会」という。）に対するプレゼンテーション（以下「プレゼン」という。）を行う。

なお、プレゼンの実施順番は、提案書等の受付順とする。

(1) 開催日

令和6年7月26日(金)

(2) 会場

島田市中心中央町1番の1 島田市役所 本庁舎 3階 会議室304

(3) 1参加者あたりの時間

「準備10分」「プレゼン20分」「質疑応答10分」「片付け10分」とする。

(4) 機材等の準備

会議室に備付けのモニター（65インチ）を使用可能。モニターの出力端子はHDMIで接続する。

なお、参加者において用意したプロジェクター、ケーブル等を用いることを認める。
その他パソコン、延長ケーブル等の必要な機材は参加者側で準備する。

(5) 評価基準

委員会は、参加申し込みの際の提出書類及びプレゼンの内容について、別紙「島田市立図書館基幹システム更新業務 企画提案書提案概要等作成要領」に基づいて評価を行い、評価点が最も高い参加者を最優秀提案者とし、次に評価点が高い参加者を次点者とする。

ただし、最高点（100点）の6割未満の評価点の者は選定しない。

(6) 注意事項

ア 第二次審査は非公開とし、参加者は、他の参加者のプレゼンを視聴することはできない。

イ 説明は提出書類を用いて行うものとし、内容の追加、修正等は認めない。

なお、プレゼン用のスライドは、提出資料の内容を要約したものを使用することは認める。

ウ 参加者が1者の場合でもプレゼンは実施する。この場合、その参加者の提案の評価が最高点（100点）の6割に達していれば最優秀提案者として選定する。

エ 評価点が最も高い参加者が2者以上あるときは、見積書（第8号様式）に記載した見積金額が最も小さい者から順に最優秀提案者及び次点者をそれぞれ1者決定する。

12 選定結果の公表

選定結果は第二次審査を経て決定した後、速やかに参加者全員に対して文書にて通知するとともに、最優秀提案者及び次点者のみ島田市ホームページ及び島田市立図書館ホームページにて公開する。

なお、選定理由、結果に対する質疑・異議等については一切応じない。

13 契約等に関する事項

島田市（島田市立図書館）と最優秀提案者は、双方十分協議し、本業務を円滑かつ確実に遂行することとする。

その中における以下の契約等に関する手続きの際には、双方とも必要な書類の作成・提出等を順次行うものとする。

(1) 保守業務委託契約

最優秀提案者と機器等の賃貸借期間内において長期継続契約（地方自治法第234条の3の規定に基づく）を随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく）にて締結する。

なお、業務委託料の支払方法は原則、契約期間（60か月）における月払い（均等）とする。

(2) 機器等の賃貸借契約

5年間（令和7年2月1日から令和12年1月31日まで）の機器等賃貸借の契約（債務負担契約）を締結する。（最優秀提案者が提示した機器等について、別途入札を実施し、リース業者と契約を締結する予定である。）

なお、賃貸借料の支払方法は原則、契約期間（60か月）における月払い（均等）とする。

(3) その他

ア 契約締結までの準備期間における作業実施にあたっては、島田市から書面による通知を基本とし別に指示する。

イ 最優秀提案者選定後、当該事業者が4の参加資格を満たさなくなった場合、又は当該事業者と島田市との協議が整わない場合は、次点者と契約できるものとする。

14 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、そのものの参加及び提案は無効とする。

- (1) 4の参加資格が無いものが提案したとき。
- (2) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があったとき。
- (4) 提案者が当該企画提案競技に2つ以上の提案をしたとき。
- (5) 期限までに提案書の提出ができなかったとき。
- (6) 見積書（第8号様式）での「保守メンテナンス・システムサポートの管理等業務にかかる一切の費用」又は「システム機器等の賃貸借にかかる一切の費用」が3の提案上限額を超える提案をしたとき。
- (7) その他本要綱に違反すると認められたとき。

15 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単価は、日本語、日本円、日本の標準時間及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (2) 提出された企画提案申請書等は、返還しない。
- (3) 本プロポーザルへの参加に要する経費は、参加者の負担とする。
- (4) 本プロポーザルへの参加において、本市、本館から知り得た情報は他者へ漏らさないこと。
- (5) 提出書類等は、特別な事情がない限り、再提出及び差し替えは認めない。
- (6) 提出書類に関する著作権は、提出した参加者に帰属する。ただし、島田市が本プロポーザルにおいて公表・報告等のために必要とする場合には、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (7) 企画提案申請書提出後、都合により辞退する場合は、辞退届（第12号様式）を事務局まで速やかに提出すること。